

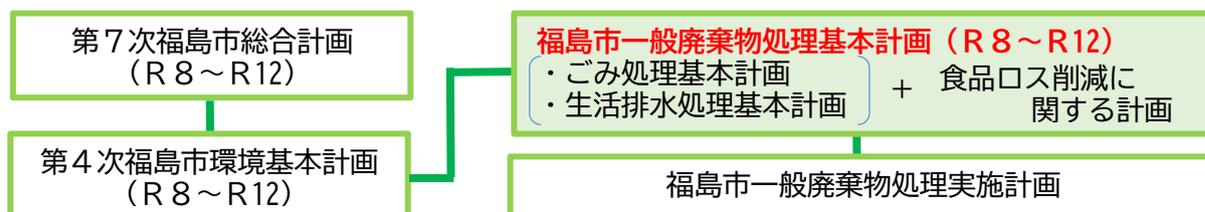
5 (3) 福島市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて

1 趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めることが義務付けられており、現行の「福島市一般廃棄物処理基本計画」が令和7年度で満了することから、次期計画の策定に向けた検討に着手するもの。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、市町村に食品ロス削減に関する計画策定の努力義務が課せられているため、次期計画の策定に併せて、食品ロス削減に関する計画を一般廃棄物処理基本計画に盛り込むこととする。

2 計画の位置づけ



3 検討の視点

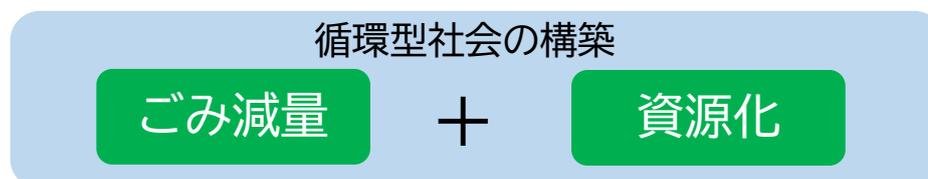
1. 市民・事業者・行政の責務の明確化

市民・事業者・行政の果たす責務について定め、それぞれが取り組むべき事柄を明確にします。



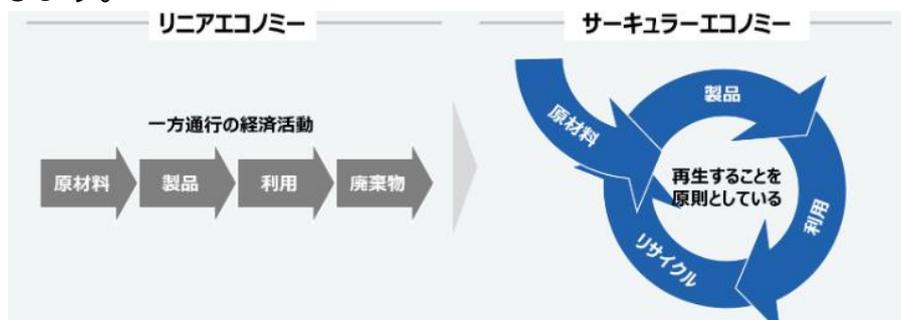
2. ごみ減量プラス資源化

ごみの適正排出を目的とした開封調査に引き続き取り組むとともに、ごみ処理有料化や食品ロスの削減、製品プラスチックの資源化などの取り組みを通じ、「ごみ排出量削減」と「資源化の促進」の両面を推進し循環型社会の構築を目指します。



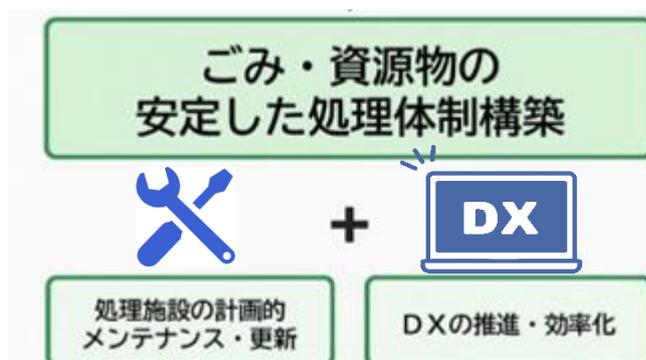
3. サーキュラーエコノミーの推進

持続可能な社会構築のため、ごみを資源やエネルギーとして有効利用するなどサーキュラーエコノミーの取組みを通じた、新たな価値の創造や環境保全と経済活動の両立を目指します。



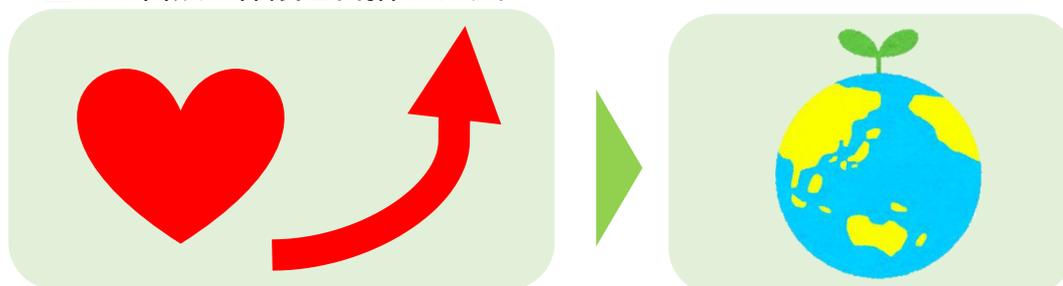
4. 持続可能なごみ・資源物処理体制の構築

市民生活の重要なインフラとして安定・継続したごみ・資源物の処理体制構築のため、処理施設のメンテナンスや更新を計画的に行います。また、人口減少に伴う将来の担い手不足や脱炭素化に対応するため、効率化・DXに取り組みます。

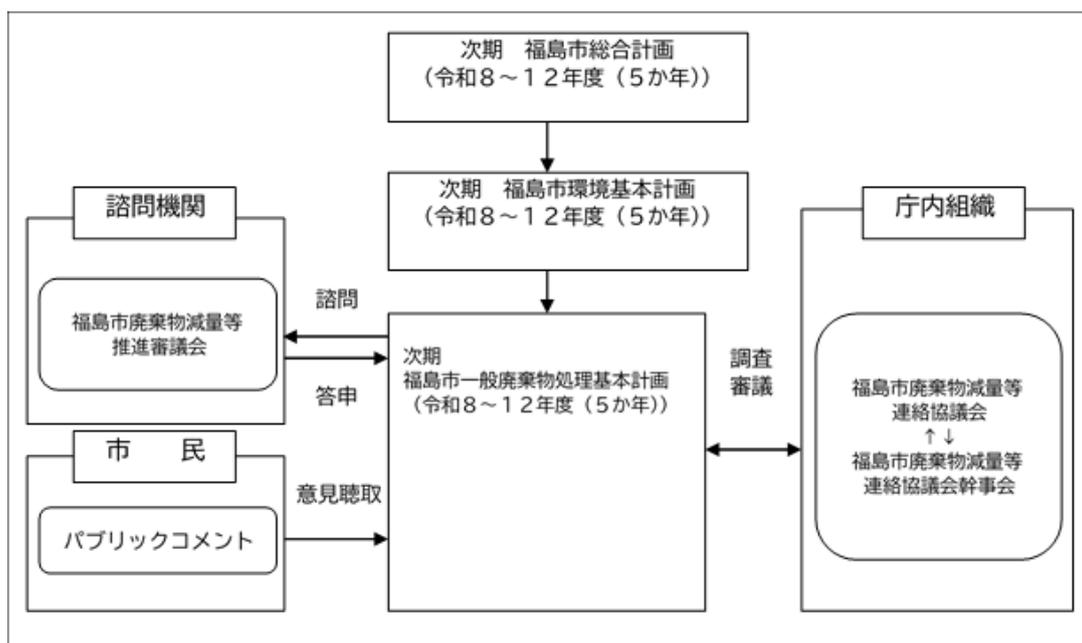


5. 最終処分場の延命化

多様な施策によりごみ排出量削減を実現することで、最終処分場の延命化を図り福島市の豊かな自然の保護を目指します。



5 検討の進め方



(1) 既存組織活用

- ・ 廃棄物減量等推進審議会において骨子及び素案について検討。
- ・ 廃棄物減量等連絡協議会及び同幹事会において調査・審議。

(2) その他

- ・ 市民、事業者へのアンケート調査
- ・ パブリックコメントによる意見聴取

(3) 今後のスケジュール (予定)

令和7年	7月	アンケート調査
		福島市廃棄物減量等推進審議会 諮問
	8月	福島市廃棄物減量等推進審議会 素案審議
	10月	福島市廃棄物減量等推進審議会 素案審議
	11月	パブリックコメント実施
令和8年	1月	原案審議 (パブリックコメント結果含む)
	2月	答申
	3月	計画決定 公表